

京田辺市がん患者アピアランスケア支援事業 Q&A

No.	質 問	回 答
○制度について		
1	この制度は何回も利用できますか。	対象者1人につき、区分①ウイッグ等と②乳房補整具等それぞれ一生涯に1回限りです。1回利用された方は、申請する年度が変わっても対象となりません。
2	以前この制度を利用しましたが、再発した場合や異なるがんになり患した場合などは、改めて利用できますか。	対象者1人につき、区分①ウイッグ等と②乳房補整具それぞれ1回限りですので同じ区分では、利用できません。
○対象者について		
3	京田辺市内に住んでいますが、住民票は市外にあります。この場合は対象となりますか。	対象となりません。申請日時時点で京田辺市に住民票がある方が対象となりますので、住民票がある市町村にご確認ください。
4	現在は京田辺市に住民票がありますが、補整具を購入したときは市外に住民票がありました。この場合は対象となりますか。	対象となります。申請日時時点で京田辺市に住民票がある方が対象となります。
5	年齢等制限はありますか。	年齢・性別・所得制限はありません。
6	対象者が未成年(18歳未満)で、申請者(保護者)と住所が異なりますが、対象となりますか。	対象者の住民票が京田辺市にあれば対象となります。また、対象者が未成年の場合は、保護者の方が申請してください。委任状は必要ありませんが、対象者と保護者の本人確認書類をお持ちください。
7	どのような疾患が対象となりますか。	<p>全国がん登録届出対象疾患(以下1～4の疾患)が対象となります。</p> <p>1. 悪性新生物および上皮内がん 2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍(良性・良悪性不詳も含む) 3. 卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る) (1) 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 (2) 境界悪性漿液性のう胞線種 (3) 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 (4) 境界悪性乳頭状のう胞線種 (5) 境界悪性粘液性乳頭状のう胞線種 (6) 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 (7) 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 4. 消化管間質腫瘍(GIST)</p>

8	<p>がん以外の疾患で脱毛したためウィッグを購入しました。助成の対象になりますか。</p>	<p>本事業は、がん治療を受けた、又は現在受けている方が対象となるため、がん以外の疾患の方は対象となりません。</p>
9	<p>がんの治療は終了したが、対象となりますか。</p>	<p>がんの治療が終了した方であっても、治療に伴う脱毛等の症状によりウィッグが必要な方、外科的治療等による乳房の形の変化に対応するため乳房補整具が必要な方であれば、対象となります。 申請期限は、購入した翌日から起算して1年以内です。 例) 購入日：令和8年4月1日 →申請期限：令和9年4月1日 複数の補整具を購入後、まとめて申請される場合、購入した翌日から1年を超えるものは対象となりません。</p>
10	<p>がん治療を受けた日から5年以上経ちますが、対象となりますか。</p>	<p>治療を受けた時期は問いません。申請時点で、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請期限内であれば、対象となります。</p>
11	<p>抗がん剤治療をこれから受ける予定ですが申請できますか。</p>	<p>脱毛症状が想定される抗がん剤治療を受ける予定であることが分かる書類(治療方針計画書等)の写しを提出いただくことで、治療開始前でも申請可能です。</p>
12	<p>申請時点で亡くなっている対象者について申請できますか。</p>	<p>申請時点で京田辺市に住民票を有する必要があるため、死亡や転出されている場合は対象となりません。</p>
13	<p>他の制度で同様の助成を受けることができる場合も、この制度の対象となりますか。</p>	<p>他の制度で助成または給付を受けている場合は、対象となりません。</p>
14	<p>転入前にウィッグの助成を受けましたが、対象となりますか。</p>	<p>同一の補整具は二重に助成はできないため、対象となりません。一度も助成を受けていない補整具は対象となります。</p>
15	<p>抗がん剤以外の治療による脱毛症状にも助成してもらえますか。 例) (放射線治療の)全脳照射</p>	<p>抗がん剤以外でも、がん治療に伴う脱毛症状によりウィッグが必要であれば対象となります。脱毛症状が、Q31に記載のがん治療に伴うものであることが証明できる書類の写しを提出いただくことで、助成の対象となります。</p>

京田辺市がん患者アピアランスケア支援事業 Q&A

○対象品について

16	購入数量に制限はありますか。	人工乳房については、両側乳がんの場合を除き、1人1台となります。その他の対象補整具は数量の制限はありません。ただし、補整具ごと、一生涯に1度しか助成されませんので、すべての領収書を添付し、1回にまとめて合計額で申請してください。 どの補整具についても申請期限は購入した翌日から起算して1年以内です。
17	この事業で助成されるウィッグ等とはどのようなものですか。	全頭用ウィッグ、部分用ウィッグ（ヘアピース）、帽子付きウィッグ（毛付き帽子）が対象となります。 装着時に頭皮を保護するネットも対象とします。 医療用であるかは問いません。いわゆるファッションウィッグも対象となります。ただし、医療保険が適用されている場合は対象となりません。
18	複数店舗で購入した場合でも、すべて対象となりますか。	対象となります。通信販売などでの購入も対象となります。すべての領収書を添付し、1回にまとめて合計額で申請してください。
19	領収書にはどのような記載が必要ですか。	宛名(助成対象者の氏名)、購入日、購入金額、購入品目や購入数の明細、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載が必要です。領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など分かるものを合わせてご提出ください。
20	ウィッグを自作したいが、材料費は対象となりますか。	対象となりません。
21	入浴時に乳房を保護するバスタイムカバーは助成対象となりますか。	対象となりません。日常的に使用する下着が対象となります。
22	肌に直接密着させて使う「乳頭」は対象となりますか。	人工乳房の一種と考えられるため、対象となります。
23	ウィッグ等の付属品（スタンド等）やケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）は対象となりますか。	付属品並びにケア用品は対象となりません。

24	レンタルやリースは対象となりますか。	対象となりません。購入した物のみが対象となります。
25	乳房補整具について、助成対象となるものは何ですか。	補整下着(補整パッドと下着が一体になったもの)、補整パッド、人工乳房(肌に直接接着させて使うもの。乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く)が対象となります。補整機能のない下着は、補整パッド又は人工乳房と共に助成申請をする場合のみ対象となります。
26	乳房補整具は左右それぞれ1回申請が可能ですか。	片側、両側にかかわらず1回の申請になります。 また、各区分につき一生涯に1度しか助成されませんので、両側乳がんの方で左右の乳房補整具を購入された場合は、すべての領収書を添付し、1回にまとめて合計額で申請してください。 例) 乳がんのため左側の乳房補整具の助成を受けた方が、転移により右側の乳房補整具の助成を受けることはできません。

京田辺市がん患者アピアランスケア支援事業 Q&A

○補助金額について

27	対象となるのは、消費税込みの金額ですか。	消費税込みの金額です。
28	助成金の交付対象となる経費について教えてください。	助成金の交付対象となる経費は、補整具の購入費とします。ただし、付属品やケア用品、交通費、送料、手数料などは助成の対象となりません。 また、カード等のポイントを支払いに充当した場合は、充当分については値引きと同等とみなし、対象となりません。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額が対象となります。
29	いくら助成してもらえますか。	助成額は、購入費用の2分の1でウィッグ等3万円、乳房補整具のうち、補整下着（パッド含）2万円、人工乳房5万円を上限とします。
30	提出に必要な診断書や領収書発行手数料等は対象となりますか。	対象となりません。

○申請・書類について

31	がんの治療内容が確認できる書類とはどのようなものですか。	<p>【ウィッグ等】 医療機関が発行するがん治療を行ったことが分かる（氏名、病名や抗がん剤などの記載がある）ものの写しをご提出ください。脱毛の副作用がある抗がん剤の使用や治療が確認できる必要があります。特別な診断書等は必要ありませんが、発行者が分かるものの写しが必要です。</p> <p>【乳房補整具】 医療機関が発行するがんの外科的治療等による乳房の変形を証明する（病名や乳房に対する外科的治療等の記載がある）ものの写しをご提出ください。特別な診断書等は必要ありませんが、発行者が分かるものの写しが必要です。</p> <p>例) がん治療に関する説明書や同意書、診療明細書、治療方針計画書などの写し</p>
32	ウィッグと乳房補整具を申請する場合は、同時に申請しなければなりませんか。	別々に申請することが可能です。

33	<p>がんの治療内容が確認できる書類の補足として、お薬手帳の写しを提出する場合、どのページをコピーすればよいですか。</p>	<p>対象者の氏名、抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページをコピーしてください。脱毛の副作用がある抗がん剤の処方が確認できることが必要です。吐き気を抑える薬や便秘薬などの副作用を抑える薬のみでは証明書類となりません。</p>
34	<p>クレジットカード決済で購入し、領収書がありませんがどうしたらよいですか。</p>	<p>発行されない場合は、Q19の記載必要事項が分かる書類(レシートやクレジットカード売上票、金額等購入内容の詳細が分かるパンフレット等)をご提出ください。</p>
35	<p>領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。</p>	<p>原本の確認は必須となります。返却の必要がある場合、お申し出いただければ、申請時に原本をお預かりし、助成金の交付・不交付の決定後、決定通知書とともに返却します。</p>
36	<p>振込口座の通帳ではなくキャッシュカードの写しで申請できますか。</p>	<p>申請書に記入された振込先の事項が確認できれば可能です。</p>
37	<p>対象者本人が窓口に行けませんが、どのように提出すればよいですか。</p>	<p>郵送による申請も可能です。原則として、対象者ご本人様に申請をお願いしておりますが、やむを得ない理由でご本人様が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。委任状は必要ありませんが、対象者と受任者の本人確認書類をお持ちください。</p>
38	<p>お金は自分で払いましたが、購入手続きは家族が行ったので領収書の宛名が家族の名前になっています。どうしたらよいですか。</p>	<p>基本的には対象者本人が購入してください。宛名がご家族の場合は、申出書を送付しますので、健康推進課までお問い合わせください。</p>
39	<p>複数まとめて購入した場合、申請書の購入日はどのように記載したらよいですか。</p>	<p>最初に購入した日から1年以内のものを順にすべて記入してください。また、購入費用は合算した額を記入し、領収書等もすべて添付してください。ただし、申請期限は最初に購入した日の翌日から起算して1年以内です。</p>

|